

令和8年度（2026年度）熊本市メール便配達料単価契約仕様書

1 契約件名

令和8年度（2026年度）熊本市メール便配達料単価契約

2 契約内容

本市が差し出すメール便（郵便法第14条に規定する郵便物に該当しない文書又は貨物のうち、長辺34センチ以内、短辺25センチ以内、厚さ3センチ以内で重量が2キログラム以内の書類又は貨物・荷物、以下「メール便」という。）の日本国内への配達を行う。なお、メール便の集荷及び配達にあたっては、次の要件を満たすこととする。

- (1) 熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）に規定する休日を除き、本市が指定する場所及び時間に、毎日集荷ができること。なお、必要がある場合は、本市が受託者へ直接持ち込むことができること。
- (2) メール便は、受託者が直接配達するか、「ゆうメール」として熊本市内の日本郵便株式会社に差し出すものとする。
- (3) 集荷から宛名人に届くまでの期間は、集荷日から起算して5日間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を算入しない。)を超えないこと。ただし、天候、その他やむを得ない事由により、本市が特に認めた場合はこの限りでない。
- (4) 記載された住所又は宛名人が不明な場合は、本市に返送すること。
- (5) メール便の差し出しに必要な包装及び使用する封筒等は、本市が準備するものを使用できること。この場合、別に必要なものがある場合は、受託者が準備すること。

3 履行場所

熊本市中央区手取本町1番1号

4 履行期間

令和8年（2026年）4月1日から

令和9年（2027年）3月31日まで